平成24年２月20日

各　位

会 社 名　株式会社マネーパートナーズグループ
代表者名　代表取締役社長　奥山　泰全
（ＪＡＳＤＡＱ　コード8732）
問合せ先　取締役ＣＦＯ　中西　典彦
（TEL.　０３－４５４０－３８０４）

当社子会社の資金移動業の登録に関するお知らせ

当社100％子会社である株式会社マネーパートナーズは、資金決済に関する法律第38条に基づく資金移動業の申請について、平成24年２月17日付けで同法第37条に定める内閣総理大臣の登録を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

１．経緯

株式会社マネーパートナーズは、外国為替証拠金取引を中心として個人のお客様に金融・投資サービスを提供する金融商品取引業者であります。外国為替証拠金取引は、平成22年８月、平成23年８と２度にわたりレバレッジに関する規制が実施されたものの、狭いスプレッドによる取引コストの低減や自動ロスカットによる投資リスクの抑制といった側面が評価され、依然その裾野が広がりつつある金融商品であります。株式会社マネーパートナーズでは、外国為替証拠金取引のデリバティブ取引としての側面だけでなく、外国為替取引としての側面から実需に即したサービスを提供するべく取り組んでおり、その一つとして平成23年３月には成田空港で外貨紙幣を受け取ることのできるサービスを開始しております。

このような中、当社は、平成23年６月19日開催の定時株主総会において、定款の事業目的に子会社等の業務として「資金移動業」を追加することについてご承認をいただき、同時に株式会社マネーパートナーズにおいて、資金移動業の登録に向けて準備を進めてきたものであります。

２．登録の内容

資金移動業の登録を受けることにより、百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引を業として営むことができることとなります。

３．今後の見通し

株式会社マネーパートナーズにおいては、外国為替証拠金取引に関連する外国為替の実需に対応するサービスとして、少額の外貨決済に関する新サービスの検討を推進してまいります。具体的な内容、時期等につきましては、決定を行い次第お知らせをいたします。

なお、株式会社マネーパートナーズは、資金移動業の登録に伴い、新サービスの提供の有無に関係なく、要履行保証額として10百万円を供託等に付す義務を負いますが、当社グループの業績、財政状態等への影響は軽微であります。

以　上